

国際平和協力業務の実施手続等

協力の対象となる4つの活動

国連平和維持活動

国連決議(総会又は安保理)に基づき、武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保等を目的として、国連の統括の下に行われる活動

国際連携平和安全活動

国連決議(総会、安保理又は経社理)、国際機関の要請又は受入国の要請(国連の主要機関の支持が必要)に基づき、武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保等を目的として行われる活動であって、国連平和維持活動を除くもの(非国連統括型の活動)

人道的な国際救援活動

国連決議(総会、安保理又は経社理)又は国際機関の要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争によって被害を受ける住民等の救援のため又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動

国際的な選挙監視活動

国連決議(総会又は安保理)又は国際機関の要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立等する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動

国際平和協力業務の実施手続

